

青葉台7丁目町会会則

令和5年4月1日

青葉台7丁目町会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は、青葉台7丁目町会という。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、町会長宅とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の融和と親睦を図り、町会の発展と会員の福祉に寄与することを目的とする。
ただし、個人の利益あるいは政治目的に利用してはならない。

(活 動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 市原市行政上の協力及び行政に関する要請事項。
- 2) 防災、防犯、交通及び環境衛生に関する事項。
- 3) 社会福祉及び青少年の指導育成に関する事項。
- 4) 会員の互助、親睦及び厚生に関する事項。
- 5) 公共施設及び公益施設の管理に関する事項。
- 6) その他目的達成に必要な事項。

(他の団体への加入)

第5条 本会は、姉崎地区町会長会、青葉台町会協議会、市原市社会福祉協議会及びあおばす路線を支える会に加入する。

第2章 会 員

(会員構成)

第6条 本会は、青葉台7丁目に居住する世帯主と家族（世帯主と生計を一つにする非同居人の家族を含む）及び独身寮に居住する寮生をもって会員とする。

(加 入)

第7条 本会に加入する者は、別紙加入申請書に入会金（1,000円）を添えて、会長に申し込むものとする。
2. 会員の資格は、加入申請書を提出した日から生じるものとする。

(退 会)

第8条 本会を退会する時は、あらかじめ、ブロック幹事を経て会長に届け出るものとする。
2. 会員資格は、退会日を申し出た翌日から失うものとする
3. 本会を退会した場合には、すでに納入されている入会金及び会費の払い戻しは行わない。

(準 会 員)

- 第9条 1年未満の仮住まいの入居者は、準会員とする。
2. 準会員の入会金は、会員の半額の500円とする。
 3. 準会員の場合でも、第7条第1項、第2項及び第8条の第1項、第2項、第3項の規定を遵守しなければならない。

(会 費)

- 第10条 会員及び準会員は、月当たり400円の会費を納入しなければならない。
2. 会費は、上半期と下半期の6ヶ月分をまとめて、それぞれ当該年度の5月と10月に納入するものとする。
 3. 繰越金が多額になった場合、徴収金額を減額する場合がある。

(会費徴収)

- 第11条 会費徴収については、別に定める町会費徴収基準による。

(会員の権利・義務)

- 第12条 会員は、次の権利及び義務を有する。
- 1) 総会に出席して意見を述べるとともに、決議に参加する権利。
 - 2) 各種の活動・行事に参加して利益を受ける権利。
 - 3) 会則に基づく機関の決定、業務執行について報告を受ける権利。
 - 4) 会則に基づく機関の決定を遵守する義務。
2. 会費の不払いが役員会の承認もなく1年以上続いている場合、会員の権利は有しない。

第3章 役員及び幹事等

(役員及び幹事)

- 第13条 本会に次の役員及び幹事を置く。
- 1) 会 長 1名
 - 2) 副 会 長 4名 (内1名が会長代行を兼務)
 - 3) 部 長 6~7名 (福祉担当部長、自主防災会担当者を含む)
 - 4) 会 計 1名
 - 5) 会計監査 1名
 - 6) 幹 事 25名以上35名以内
2. 副会長は、部長を兼ねることとする。
3. 幹事は、原則として各ブロック1名とする。
ただし、世帯数が少ないブロックにおいては、数ブロック単位で1名とすることができるとともに、世帯数が多いブロックにおいては、ブロックを分割することができる。この場合、幹事会の承認を得て、翌年度から適用するものとする。
4. 幹事は、任期を終了し次期幹事に引き継いだ後、ブロック世話人となり、次期幹事が業務を円滑に遂行できるように支援する。

(役員及び幹事の選任)

第14条 役員を選出方法は、原則として各ブロックより選出された幹事の互選とし、幹事会の承認を得るものとする。

ただし、幹事以外から会長など役員の出候補及び会員からの推薦があった場合には、幹事会で承認を得られれば選任することができる。

2. 会長及び会長代行が選出されたブロックは、新たに幹事1名を選出しなければならない。

ただし、輪番幹事以外から会長もしくは会長代行が選任された場合は、その限りでない。

3. 幹事の選任は、原則として輪番制をもって、各ブロックごとに行うこととするが、幹事職務の遂行が困難な場合には、ブロック世話人及び次期幹事と相談して変更することができる。

(役員職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括し、町会が加入している団体の職を遂行する。会長に事故及び転勤等ある時は、その職務を副会長が代行する。また副会長の内、会長代行は実質的に町会内の業務を、会長と相談して遂行する。

2. 副会長は、会長を補佐するとともに、町会協議会等に設置されている各種委員会の委員も併せて担当するものとする。

3. 副会長が担当することとなる委員会は、会長が指名するものとする。

4. 副会長に事故ある時は、その職務を他の副会長が代行する。

5. 部長は、部所属の幹事を指揮統括して、担当業務を遂行する。

6. 会計及び会計監査の職務は、第5章で定めるものとする。

(役員任期)

第16条 役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

役員再任を妨げないが、4年までを限度とする。

2. やむを得ず任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、たとえ任期終了しても、新たな役員が選出されるまでは、その間の職務を円滑に遂行しなければならない。

4. 役員を退任した場合、次期役員への引継ぎを考慮して、可能な限り顧問(行事選任もしくは期限限定)として町会運営を補佐する事に努める。

(幹事職務)

第17条 幹事は、いずれかの部に所属しなければならない。

2. 幹事は、担当部長の指揮のもとに、各部担当業務の円滑な遂行に寄与しなければならない。

3. 幹事は、各ブロックの代表として、会員の意思を幹事会などに反映させ、町会諸行事について審議決定に参画するとともに、決定事項及び伝達事項を会員に周知するように努めるものとする。

(幹事任期)

第18条 幹事任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする

ただし、再任を妨げない

2. 任期途中で交代した幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 幹事は、たとえ任期が終了しても、新たな幹事が選出されるまでは、その間の職務を円滑に遂行しなければならない。

(顧問)

- 第 19 条 町会業務を円滑に運営するための相談役として、顧問数名を置くことができる。
2. 顧問は役員経験者の中から、幹事会の同意を得て会長が指名する。
 3. 顧問は、役員会及び幹事会において、意見を述べ町会運営の助言を行うことができる
 4. 顧問の任期は 4 月から 9 月までの上半期とし、役員会の要望で 10 月からの下期まで継続することができる。

第 4 章 機 関

(常設機関)

- 第 20 条 本会の常設機関として、総会、役員会及び幹事会を置く。

(総 会)

- 第 21 条 総会は、町会の最高議決機関とする。
2. 定期総会は原則として年 1 回、3 月下旬もしくは 4 月最初の週に開催するものとする。
 3. 会員総数の 2 分の 1 以上の請求があった時、役員会又は幹事会が必要と認めた時には、会議の目的を明示して、臨時総会を開催することができる。

- 第 22 条 総会は、次の事項を議決する。

- 1) 年間の活動計画及び活動報告・総括。
- 2) 予算及び決算。
- 3) 会長、副会長、部長、会計及び会計監査の 5 役役員の承認。
- 4) 会則の改正。
- 5) その他、本会の目的達成上必要な事項。

- 第 23 条 総会の招集は会長が行い、開催日時、開催場所及び議題について、あらかじめ文書にて周知徹底を図るものとする。

- 第 24 条 総会は、委任状を含む会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、裁決は出席会員の過半数をもって決する。

(役員会)

- 第 25 条 役員会は、本会活動の業務執行機関とする。
2. 役員会は、第 15 条に定める役員をもって構成し、本会活動の業務遂行に関し、必要な事項について審議する。
 3. 役員会は、会長もしくは会長代行が招集する。
 4. 役員会の議長は、会長もしくは会長代行がつとめる。
 5. 役員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
 6. 役員会の裁決は、議長を除く出席者の過半数（顧問を除く）で決するが、

可否同数の時は、議長の決するところによる。欠席者は委任とみなし、議決に従うものとする。

(幹事会)

第26条 幹事会は第15条に定める役員及び第17条に定める幹事をもって構成し、本会則及び総会の決定事項に基づいて、役員会の指導の下に、具体的業務を遂行する。

2. 幹事会は、原則として毎月1回、会長もしくは会長代行が招集する。
3. 幹事会は、構成員の2分の1以上の請求があった時又は、会長もしくは会長代行が必要と認められた時、適宜開催することができる。
4. 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
5. 幹事会の裁決は、議長を除く出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。欠席者は委任とみなし、議決に従うものとする。
6. 幹事会で審議した内容は、会報等をもって会員に報告するものとする。

(部の設置)

第27条 町会活動に伴う業務を円滑に執行するために、次の部を置く。

総務部
青少年女性部
防犯・防災部
環境衛生部
集会所管理部

2. 各部は、必要に応じて部内会議を開催することができる。
3. 青少年女性部の中に青少年女性部長の他、福祉担当部長をおく。
4. 防犯・防災部の中に自主防災会担当者（部長の兼任可能）をおく。

(担当業務)

第28条 各部の担当業務は、次のとおりとする。

総務部

- 1) 総会に関すること。
- 2) 会則に関すること。
- 3) 行政機関との連絡調整に関すること。
- 4) 会員の葬儀に関すること。
- 5) 広報（掲示板・回覧物等）に関すること。

青少年女性部

- 1) 青少年の指導育成に関すること。
- 2) 女性の福利厚生事業に関すること。
- 3) 共同募金に関すること。
- 4) 学校・PTA及び市子連との連絡・調整に関すること。
- 5) 「避難行動要支援者制度」及び「安心生活見守り支援事業」に関すること。

防犯・防災部

- 1) 防災、防犯に関すること。
- 2) 諸設備（消火器・街灯等）の管理に関すること。
- 3) 自主防災会活動に関すること。

環境衛生部

- 1) 環境衛生（一斉清掃・ゴミステーション害虫駆除・ねずみ駆除等）に関すること。
- 2) 交通に関すること。

集会所管理部

- 1) 集会所管理
- 2) 集会所防災・防犯
- 3) コピー機・備品管理

2. 会長は行事を統括する行事統括部長を指名することができる。それ以外は下記の部長が各行事を統括する。

会長代行（もしくは行事統括担当）

- 1) 夏祭りの協議会本部役割に関すること。（担当町会時は総括を兼務する）
- 2) 盆踊りの企画に関すること。
- 3) 体育祭の計画・推進に関すること

青少年女性部長及び福祉担当部長

- 1) 夏祭りにおける町内対応に関すること。
- 2) 町内独自行事のうち、青少年参加行事（みかん狩り・ハロウィン等）に関すること。

防犯・防災部長

- 1) 盆踊り大会に関すること。（担当町会時は会長代行に協力）

環境衛生部長

- 1) 体育祭に関すること。（担当町会時は会長代行に協力）

第5章 会 計

（運 営 費）

第 29 条 本会は、町会費、市原市補助金、寄付金及びその他の収入をもって運営する。

（収支予算）

第 30 条 収支予算は幹事会で作成し、総会の承認を得るものとする。

(収支決算)

第 31 条 収支決算は、会計年度終了後、速やかに会計が作成する。

2. 収支決算は、会計監査を受けた後に、幹事会及び総会の承認を得るものとする。

(会計の職務)

第 32 条 会計は、本会の金銭の出納及び保管を、適正に行わなければならない。

第 33 条 会計は、小口現金を保管して、常用の雑費で現金支払を必要とするものの支払をすることができる。

2. 前項の規定により、会計が保管することができる小口現金の額は、10 万円を限度とする。

(会計監査の職務)

第 34 条 会計監査は、少なくとも年 1 回以上、会計の監査をしなければならない。

2. 会計監査は、監査結果について、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 36 条 町会活動の推進のうえで、会則に不備が生じた場合は、会則を変更することができる。

2. 会則の変更は、役員会で原案を作成し、幹事会で承認を得た後に、総会で議決しなければならない。

第 7 章 役員、幹事及び顧問の通信交通費及び謝礼

(通信交通費及び謝礼)

第 37 条 町会の円滑な運営を期するため、役員、幹事及び顧問に対して、通信交通費及び謝礼を支払うものとする。

2. 通信交通費及び謝礼の額は、次のとおりとする。

1) 通信交通費	会長及び会長代行	10,000 円/年
	役員	5,000 円/年
	顧問	2,000 円/半年
	幹事	3,500 円/年
2) 謝 礼	会長・役員	3,000 円/年
	顧問	1,000 円/半年
	幹事	1,500 円/年

3. 通信交通費は、2 回（5 月・10 月）に分けて支払うものとする。

4. 謝礼は、顧問には 5 月、その他には 10 月に支払うものとする。

5. 通信交通費を受け取った後に、任期途中で退任した場合でも、払い戻しはしないものとする。
後任の役員・幹事及び顧問に対しても、月割りして残任期間相当額を支給するものとする。

第8章 補 則

(委 任)

第38条 この会則の円滑な施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この会則は、昭和52年4月1日から適用する。

改訂履歴 昭和54年4月1日、昭和58年4月1日、平成3年4月1日、平成6年4月1日、平成9年4月1日、平成13年4月1日、平成15年4月1日、平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日（一部6月1日より適用）平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月5日、平成30年8月18日
令和2年4月1日 主な改定：4条社会福祉に関する事項を追加。13条の部長及び幹事の人数を改訂。19条他の顧問の役割・議決権を改訂。27条の3青少年女性部に福祉担当部長を追加。27条の4防犯防災部に自主防災会担当を追加。28条に会長代行（もしくは行事統括担当）を追加、総務部・青少年女性部・防犯防災部および環境衛生部の担当業務を一部改訂。令和4年3月20日 主な改定：8条退会に関する項目2, 3項を削除し、4, 5項を繰り上げ2, 3項にする。9条3項も同様に改訂。12条、13条一部追加。16条役員の任期の改訂。

最新改訂

この改訂は令和5年4月1日より適用する

改訂日	改訂内容	承認日
令和5年(2023) 2月19日	<p>(会 費)</p> <p>第10条 会員及び準会員は、月当たり400円の会費を納入しなければならない。</p> <p>2. 会費は、上半期と下半期の6か月分をまとめて、それぞれ当該年度の5月と10月に納入するものとする。</p> <p>3. <u>繰越金が多額になった場合、徴収金額を減額する場合があります。</u></p> <p>予定していた活動が中止となって予算を使わなかったとき、繰越金が多額にならないよう調整するために追加した。</p>	令和5年 3月19日

第 12 条

2. 会費の不払いが役員会の承認もなく、1年以上続いている場合、会員の権利は有しない。また会員同居の家族が死亡した時は、香典料として一律 10000円を贈るは除外する。

昨年度、上記が追加されたが逆にわかりにくくなるため、下線文書は、削除する。

第 5 章 会計

第 33 条 会計は、小口現金を保管して、常用の雑費で現金支払を必要とするものの支払いをすることができる

2. 前項に規定により、会計が保管することができる小口現金の額は、5万円を限度とする。

5万円を限度、から10万円を限度に改訂する。
町会対応での支払い時、5万円だと頻繁に信用金庫に行きお金をおろす必要があるため。

第 7 章 役員、幹事及び顧問の通信交通費及び謝礼

(通信交通費及び謝礼)

第 37 条 町会の円滑な運営を期するため、役員、幹事及び顧問に対して、通信交通費及び謝礼を支払うものとする

3. 通信交通費は2回(5月・12月)に分けて支払うものとする。

4. 謝礼は12月に支払うものとする。

3. 通信交通費は2回(5月・12月)を2回(5月・10月)に改訂する。

4. 謝礼は、12月に支払うものとするを顧問には5月、その他には10月に支払うものとする。に改訂する。